

# 年末年始の市役所業務のお知らせ

12月29日(火)～3年1月3日(日)まで本市の業務を停止します。

今年度は、年末・年始期間中の本庁舎や支所における  
窓口業務は行いません。

ただし、ごみの収集・受け入れ、戸籍の諸届け出、火葬許可などの業務は次のとおり行います。

ご了承ください



ごみに関すること

## ごみの収集

☎ 清掃業務課 ☎568-5763

年末・年始のごみ収集については、**12月30日(水)～3年1月3日(日)**までお休みします。

年末・年始のごみ収集は、「ごみ収集カレンダー」をご確認の上、収集日の朝、午前8時30分までに指定されたごみステーションに出してください。また、年末・年始はごみの排出量が多く、収集時間が遅くなる場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

## 施設でのごみの受け入れ

☎ 清掃施設課 ☎537-5659

受入日時 **12月29日(火)・30日(水)** 午前8時30分～正午  
午後1時～4時30分

### ■佐野清掃センター(☎593-4047)

清掃工場(可燃・不燃・粗大・資源ごみ)  
埋立場(土・石・瓦・コンクリート破片など)

### ■福宗環境センター(☎588-0113)

清掃工場(可燃ごみ)  
リサイクルプラザ(不燃・粗大・資源ごみ)  
鬼崎埋立場(土・石・瓦・コンクリート破片など)

年末年始は大変込み合うので、早めの計画的な搬入を行うか、少量の家庭ごみについては「ごみ収集カレンダー」を確認の上、各ごみステーションへ排出をお願いします。



届出・書類などに関すること

## 休み期間中の戸籍の諸届け出、火葬許可の受け付け

### ■24時間対応

市役所当直室(本庁舎地下1階) ☎534-6119  
鶴崎市民行政センター管理室 ☎527-2350  
植田市民行政センター管理室 ☎541-2437  
佐賀関市民センター当直室 ☎575-1111

### ■午前8時30分～午後5時対応

大南市民センター当直室 ☎597-1000  
大在市民センター当直室 ☎592-0511  
坂ノ市市民センター当直室 ☎592-1700  
野津原市民センター当直室 ☎588-1111  
明野支所当直室 ☎558-1255

## 証明書コンビニ交付サービスの休止

☎ 市民課 ☎537-5615

システムメンテナンスに伴い、証明書コンビニ交付サービスは、12月28日(月)午後7時～3年1月4日(月)午前8時30分の期間休止します。ご利用を予定されている場合は、休止期間を避けて、お早めに証明書を取得してください。

### 休止するサービス

- 税証明書(所得証明書、市民税・県民税課税証明書)
- 各種証明(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書)
- 戸籍利用登録申請

## 金融機関での市からの支払い・税金などの納付

12月31日(木)～3年1月3日(日)は、金融機関の窓口はお休みです。市からの支払いを受ける場合や税金などの納付は12月30日(水)まで、または3年1月4日(月)以降の営業日をご利用ください。



## 猫の飼い主の皆さんへ

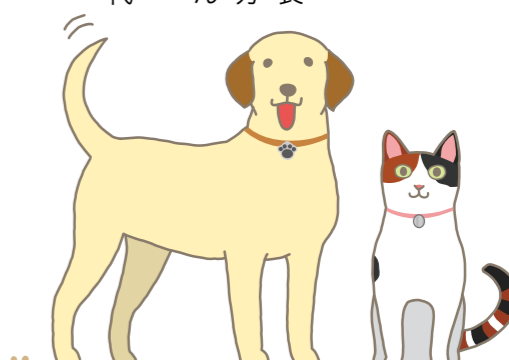
人と猫は古くからともに暮らしてきましたが、長い歴史の中で、人と猫の付き合い方や猫の飼い方は変わってきました。また、住宅環境が変化し、ふん尿・悪臭問題など、近所トラブルになりがちです。猫の習性、生態に関する正しい知識を学び、現代社会に合った方法で飼育しましょう。

### 猫は爆発的に繁殖します！

きちんと世話ができる数以上の猫をかかえると、猫も人も不幸にしてしまいます。不妊・去勢手術を受けさせましょう。

### 飼い猫は「完全室内飼育」を！

- 1 トイレを整える
- 2 爪とぎをしてもよい場所を用意する
- 3 高低差を作る
- 4 隠れ場所を作る
- 5 遊びを提供する



# ペットは家族の一員です 命に責任を持ちましょう

☎ 市動物愛護センター ☎588-2200

## 犬の飼い主の皆さんへ

犬を飼う上では、守らなければならない法律や条例があります。これから犬を飼おうとする人も、すでに飼っている人も、適正な犬の飼い方について確認しましょう。

### 放し飼いはやめましょう

放し飼いは「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」に違反する行為です。散歩の際は必ずリードにつなぎ、不具合がないか確認するよう習慣づけましょう。

### 犬のふんの放置はやめましょう

ふんの放置は「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」に「市ポイ捨て等の防止に関する条例」に違反する行為です。ふんは袋に入れて持ち帰り、可燃ごみとして処理しましょう。土に埋めたり、側溝に落としてはいけません。散歩の際には、水を入れたペットボトルを用意して、排尿した場所を水で流して帰りましょう。



## 動物の虐待はやめましょう

動物の虐待は1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <p>①積極的(意図的)虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 殴る、蹴るなどの暴力</li> <li>● 心理的抑圧、恐怖を与えるなど</li> </ul> | <p>②ネグレクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 世話をしないで放置する</li> <li>● 健康や安全が保てない場所に拘束して衰弱させる など</li> </ul> | <p>虐待が疑われる場合は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市動物愛護センターに相談する</li> <li>● 地域で情報共有する(自治会で話し合うなど)</li> <li>● 警察に通報する</li> </ul> |
|---|--|--|